

院内感染対策のための指針

1. 目的

本指針は、法令に基づき当院における院内感染の防止対策に関する基本方針を定める。これにより、院内感染の発生を未然に防ぎ、発生時には迅速かつ適切に対応できる体制を確立することで、患者、家族、および職員をはじめ、病院に関わるすべての人たちを感染から守り、安全で質の高い医療を提供することを目的とする。

2. 院内感染対策の基本的な考え方

当院の院内感染対策は、病院に関わるすべての人たちを感染から守ることを基本とする。そのため、すべての医療行為において「標準予防策（スタンダード・プリコーション）および感染経路別予防策」の観点に基づいた実践を徹底する。

また、病院内外の感染症情報を迅速に共有し、院内感染の発生に対しては速やかに調査、予防策の実施、およびその評価を行う。院内感染対策活動の必要性を全職員に周知徹底し、病院共通の課題として組織全体で積極的な取り組みを行う。

3. 感染対策委員会等組織に関する基本的事項

当院における院内感染対策を総合的に企画・立案・実施するため、以下の組織を設置し、相互に協力して活動を行う。

- (1) **感染対策委員会**：病院長、各専門部門の責任者等で構成し、院内感染対策に関する最高意思決定機関として定期的に開催する。※詳細な構成員は「感染対策委員会規程」に定める。
- (2) **感染対策チーム（ICT）**：実働組織として、院内感染管理者を中心に定期的な院内巡視（ラウンド）を行い、感染防止策の実施状況の確認や指導を行う。
- (3) **抗菌薬適正使用支援チーム（AST）**：不適切な抗菌薬の使用を抑え、耐性菌の発生を予防するための支援を行う。
- (4) **看護部リンクナース委員会**：各部署の担当看護師等で組織され、現場における感染対策の推進と情報共有を担う。

4. 感染対策に関する職員研修（教育）についての基本方針

院内感染防止対策の基本的な考え方および具体的方策について、職員への周知徹底と意識向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上開催する。また、新規採用職員に対しては個別に初期研修を実施するほか、必要に応じて部署単位での臨時研修会を随時開催する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法律で規定された感染症、および院内で注意すべき感染症の発生状況については、所定の報告経路に従って速やかに集計・管理し、院内での情報共有を行うとともに、法令に基づき行政機関（保健所）等へ報告する。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 法令で定められた感染症が発生した際には、行政機関（保健所等）への連絡および報告を迅速に行う。
- (2) 法令で定められた感染症以外の感染症（アウトブレイク等）が発生した際には、院長、感染対策委員長、ICT が中心となり、速やかな情報収集、原因究明、適切な治療、および二次感染予防策を講じる。
- (3) 新興感染症（新型インフルエンザ、新たな感染症等）の発生時においては、行政機関、地域の医師会、連携医療機関と緊密に連携し、速やかに診療・検査等ができる体制を構築する。

7. 患者等への当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の全文は、病院ホームページに掲載して閲覧可能とする。また、その要点をまとめた「取り組み事項」を病棟等に院内掲示し、広く公表する。

8. 地域連携に関する基本方針

地域の医療機関における感染対策の向上を図るため、地域の医師会、保健所、および連携医療機関と緊密に連携する。定期的な合同巡視（ラウンド）やカンファレンスに参画し、感染症の流行状況の共有や、日常的な感染対策に関する相談ができる体制を維持する。

9. その他、院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 職員は、別途定める「感染予防対策マニュアル」を遵守し、手指衛生の徹底をはじめとする標準予防策を常に励行する。
- (2) 職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診する。また、アレルギー等の禁忌がない限り、病院が実施する各種予防接種（B型肝炎、インフルエンザ等）を受けるよう努める。
- (3) 職員は、個人用防護具の適切な使用、リキャップの禁止、安全装置付き器材の使用等により、職業感染の防止に努める。